

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

告示

鳥取県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を国府町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇告示 森林法第八十九条の規定による告示

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公 告 あん摩マツサージ指庄師、はり師及びきゆう師試験の実施

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

森 林 の 所 在 場 所

住 民 名 氏 所 在 者 分 明 である最後の森林所有者

郡	町	大字	字	番
岩美	国府	高岡	譲大平	九四二
"	"	"	大柳内平	九四六―一
"	"	"	細野	九一八、九一八―一
"	"	"	深谷	九一九、九一九―一、九二〇
"	"	"	横尾	九二二
"	"	"	天王尾	九三三、九三三―一
"	"	"	横道ノ下	九三三、九三三―一
"	"	"	蛇段平	九二四、九二四―一、九二五
"	"	"	柄ヶ坂	九三二
"	"	"	穴水	九三三、九三三―一

岩美郡国府町高岡

前田 増平
治部 金蔵
山本 裕

郡 町 大字 字 地 場 所 番 住 所 氏 名

森林の所在地	番	住	所	氏	名
葭尾ヶ谷	六五四一四	大阪府三島町小坪井一		山中	恒子
崩御ヶ平ル	六五五十一六	岩美郡国府町荒舟		松田	繁治
六五五十四一	六五五十四二	大阪市阿倍野区阪南西五丁目一〇		木下	紀子
六五五十四四					崇
孫深谷	六五八八一三	鳥取市方吉四三		湯谷	安弘
大口繩谷	六五九一四			湯谷	長太郎
登尾下タノ平ル	六六九一	岩美郡国府町荒舟		中島	哲彦
上荒舟	六四四一一二	上荒舟		森原	喜年
菅野	七五第四二	栃本			
松尾	二二三三				
横尾	二三八				
油木谷	二三九	松尾		村尾	常蔵
コ手ミ	二五二				
古手見	二五二				
乙雨谷	二五四	吉野			
清水	二六二				
殿林	二六四				
サブウスヒ	二七三				
ソフラ谷	二七四				

鳥取県告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき
 保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林に
 ついては、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法
 第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同

法第百八十九条の規定によりその内容を郡家町役場に掲示したから、同法
 同条の規定により告示する。

昭和四十三年二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

分明である最後の森林所有者

八頭	郡家	明辺	南谷	七三二一五	八頭郡郡家町明辺
"	"	"	"	七三一二五	"
"	"	"	蛇山	七三四一四	"
"	"	殿	大谷通り	七三一七一七三二一四	"
"	"	殿	下河原ノ一	七〇七二二七〇七三三七	"
"	"	"	"	七〇七三三八	鳥取市西町四六
"	"	"	石ヶ谷	八〇五二四	"
"	"	"	発町ノ一	七八二二〇	"
"	"	"	下河原ノ一	七〇七一六	八頭郡郡家町姫路一六四

前田	竹太郎
落岩	田村長吉
殿	竹田晴子
中村	督良
福長	麻次郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和四十三年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十三年二月十五日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 婦人団体指導者研修会の開催について

公 呼

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法

律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和43年2月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

学科試験 昭和43年2月21日 午前9時から

実地試験 昭和43年2月22日 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和43年2月17日（郵送の場合は昭和43年2月17日までの消印のあるものは有効とする。）

銃剣刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規

定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和43年2月9日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和43年3月1日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
昭和43年3月6日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、那家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
昭和43年3月8日 午後1時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印